



ゲータと複式簿記

私が会計に初めてふれたのは、前回の東京オリンピックが開催された前年の1963年でした。まず勉強したのが簿記でした。未知の分野でしたが、やってみると面白い。その不思議な魅力にとりつかれ夢中になって問題を解いたものです。

複式簿記の起源は古代ローマや中世イタリアなど諸説があります。が、世界で最初のテキストは、イタリアの数学者ルカ・パチョーリが著した『算術・幾何・比及び比例全書』でした。それは当時の商人の活動をまとめたものでした。複式簿記は600年以上も前から行われていたこととなります。

ところで、私が会計学を本格的に学ぼうと決心したのはゲータの次の言葉を授業で知ったときでした。

「商売をやつてゆくのに、広い視野を与えてくれるのは複式簿記による整理だね。整理されていれば、いつでも全体が見渡される。細かなことで、まごまごする必要がなくなる。複式簿記が商人に与えてくれる利益は計り知れないほどだ。複式簿記は、人間の精神が産んだ最高の発明の一つだね。」
このように、複式簿記により作

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継

第8回 特別寄与料請求制度の創設

成される貸借対照表や損益計算書は、経営者にとつての「全身を写す鏡」であり。「海図」であり、「羅針盤」です。使いこなして強い企業を育ててほしいものです。



11月号で本題

寄与分と特別寄与料請求制度

民法は、相続人は、平等に相続すべきであるとして法定相続割合を定めています。しかし、相続人が被相続人の財産の維持・増加に平等に貢献したかといえ、そうとは限りません。こうした貢献の有無を考慮するのが「寄与分」です。

寄与分は、被相続人の事業を手伝ったり、療養看護等をした相続人には、その貢献度に応じて相続できる財産を増額し調整する制度です。なお、寄与分が認められるのは、次の要件がすべて満たされた場合のみです。

- ・ 相続人自らの特別の寄与である。
- ・ 被相続人の財産の維持・増加と因果関係がある。
- ・ 寄与行為に対して対価を受けていない

特別寄与料請求制度の創設

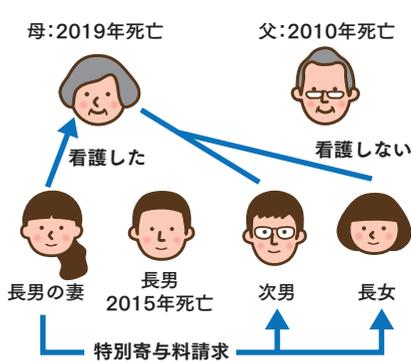
「寄与分」は相続人のみに認められた制度であり、相続人以外には認められません。しかし、被相続人の療養看護等に寄与するのは相続人とは限りません。相続人以外の者が寄与することもあります。改正前は、そうした者への考慮はなかったのです。しかし、それでは不公平です。

こうした不公平を解消するため、民法改正で創設されたのが「特別の寄与料請求」です。

【設例】

被相続人(義母)が亡くなる1年前に長男が死亡。夫の死亡前から、長男の妻が義母の療養看護を

献身的に行った。相続人である長女と次男はほとんど療養看護に関わっていない。



寄与分と特別寄与料請求の違い

特別寄与料請求は次の二段階で行われます。

- ① 相続人である長女と次男だけで母の財産を相続する。
- ② 介護をした長男の妻は、長女と次男に金銭を請求する。

これが特別寄与料の請求です。改正前からある寄与分制度と改正で創設された特別寄与料請求制度には大きな違いがあります。寄与分は、あくまでも相続人間での遺産分割の調整にすぎません。

これに対し、特別寄与料請求は、相続人と当該親族との間での遺産の事実上の分割です。相続人からみれば、相続財産のマイナス(控除)であり、特別寄与料を請求する親族からみれば、相続財産への追加参加となります。したがって特別寄与料受取額は、当該親族に被相続人から遺贈されたものとみなされ、相続税が課税されます。



公認会計士・税理士
松山大学名誉教授
税理士法人原田会計会長

原田 満範